

(お知らせ)

「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の 掲示等について」(案) に対する意見の募集について

平成26年1月24日(金)
環境省自然環境局自然環境整備担当参事
官室
代表：03-3581-3351
直通：03-5521-8280
参事官：森 豊(内：6450)
参事官補佐：金子 浩二(内：6459)
担 当：楠本 浩史(内：6458)

「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等
について」(案) の改訂案等を取りまとめました。

本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成 26 年 1 月 24 日
(金) から平成 26 年 2 月 7 日 (金) までの間、意見の募集 (パブリックコメント)
を行います。

1. 概要

温泉法(昭和23年法律第125号)では、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意等を掲示しなければならないこととされています。環境省では、この掲示の適正を図るため、「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」を定め、都道府県等に通知を行っているところではありますが、現行の「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」及び「温泉の適応症決定基準」は、昭和57年に定められたものであり、その策定から長い歳月が経過しており、最新の医学的知見等を踏まえた見直しの検討を行ってきたところであり

ます。

温泉療養の専門的な知見を有する医師(温泉療法医等)等により様々な研究等が行われてきており、これらの成果を踏まえ、最新の温泉利用に関する医学的知見及び科学的根拠を収集・整理し、取りまとめを行い、この度、「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について」(案)を策定いたしました。

本案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、平成 26 年 1 月 24 日(金)から平成 26 年 2 月 7 日(金)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行います。

なお、温泉法における禁忌症については、温泉は含有成分を異にすることにより千差万別であり、温泉の特定成分が特定疾患に有害である場合があることから、温泉利用者

の健康保護及び危害防止のために設けられたものであります。

2. 意見募集の対象

「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について」(案)

3. 意見募集要領

(1) 意見募集期間

平成 26 年 1 月 24 日 (金) ~平成 26 年 2 月 7 日 (金) 必着

(2) 提出方法

下記 [意見提出用紙] の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出してください。

- ① FAX (A4 版) : 件名に「禁忌症等基準に関する意見」と記載してください。
- ② 電子メール : 件名に「禁忌症等基準に関する意見」と記載し、[意見提出用紙] の項目に従い、テキスト形式で送付してください (添付ファイルによる御提出は御遠慮願います。)
- ③ 郵送 (A4 版) : 封筒に「禁忌症等基準に関する意見」と記載してください。
なお、電話による御意見は受け付けておりませんので、御承知おきください。

[意見提出用紙]

宛先 : 環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 あて

氏名 (企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名) :

〒・住所 :

電話番号 :

FAX 番号 :

御意見 :

<該当箇所> (ページ番号、行数を記載し、どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように明記してください。)

<意見内容>

<理 由>

(3) 意見提出先

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 あて

○郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

○F A Xの場合 03-3595-0029

○電子メールの場合 shizen-seibi@env. go. jp

(4) 資料の入手方法

○環境省において配布

場所：東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館 26 階

環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室

○インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)、電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) のパブリックコメントのページを参照してください。

(5) 注意事項

○御意見は、日本語で御提出ください。

○電話での御意見は、御遠慮願います。

○F A X及び郵送の場合はA 4 サイズの用紙に記入の上、御提出ください。

○御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。

○御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号、F A X 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることをあらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。